

# 法学研究所講座案内

(2022 年度)

## 入門講座

### 【初めての憲法入門】（金曜日 6 時限）

小川 有希子

#### 講義のねらい

この講座は、憲法を初めて学ぶ人を対象としています。法学部の学生だけでなく、これから資格試験（司法書士試験、行政書士試験など）や公務員試験を目指そうと思っている人、法学検定試験の受験やロースクール進学を考えている人が、憲法の基本的な考え方や基礎的な知識を修得することを目的としています。憲法を学ぶ際には、他の法律もたくさん出てきますので、憲法と他の法律の違いや、条文の読み方、法学全般に共通する思考方法（法的思考）等についても学習します。

#### 講義の内容・授業スケジュール

全 25 回で、憲法の全体像を把握します。

1 回の授業は、講義 60 分と問題演習 30 分で構成されています。

##### 【前期】

第 1 回 憲法とは何か	第 8 回 裁判所
第 2 回 統治機構・総論	第 9 回 司法権と憲法訴訟
第 3 回 天皇・平和主義	第 10 回 地方自治・財政
第 4 回 国会	第 11 回 憲法改正
第 5 回 議院と議員	第 12 回 人権総論
第 6 回 内閣	第 13 回 新しい人権
第 7 回 行政	第 14 回 法の下の平等

##### 【後期】

第 15 回 思想・良心の自由	第 21 回 職業選択の自由
第 16 回 信教の自由	第 22 回 財産権
第 17 回 政教分離原則	第 23 回 生存権
第 18 回 表現の自由①	第 24 回 教育を受ける権利・勤労の権利
第 19 回 表現の自由②	第 25 回 選挙制度・刑事手続上の権利
第 20 回 学問の自由と大学の自治	

#### 教科書等

- ・六法を用意してください。
- ・基本書、参考書、判例集等は、学部の授業等で使っているもので構いません。
- ・教科書等をまだ買っていない人には、初回の授業でいくつか紹介します。

## 【初めての民法入門】（月曜日 5 時限）

星野 豊

### 講義のねらい

人と人が問題を生じさせた際に、法律がどのような解決を規定しているのか、また、そのような法律の規定が、社会常識としての解決の方向性と合致しているのか、様々な方向から考えてみる。

現在の世の中は、何が「正しい」のかが完全にわからなくなってきており、既存の知識がどこまで役に立つのかも判然としない。だからこそ、専門分野としての法律学を学ぶ意味が問われるわけであり、柔軟な姿勢で授業に臨むことを勧める。

### 講義の内容・授業スケジュール

概ね第 1 回から第 3 回までは、既存の法体系についての概括的な知識を概説し、現行法体系の基本構造とその特徴、問題点について検討する。第 4 回以降については、受講者と協議の上で個別に課題を設定し、法規定の現状と問題について検討する。

取り上げる課題は、受講者の希望や興味の方向性によって異なるものとなるため、その場において自己の希望を積極的に述べられたい。なお、課題によっては、調査に時間がかかることもありうるので、時間に余裕を持って申し出ていただければありがたい。

事前の予習は特に必要でないが、常識的な感覚と法律の規定との異同について十分考えてもらうために、随時指名して受講者の個人的意見を求める。専門家を目指す以上、「わからない」問題についてこそ、直観的に回答を出せなければ、依頼者からの信頼は得られず、従って業務も適切に遂行できないこととなるため、「正解」を求めすぎないことに注意されたい。仮に、現行法の規定と自分の直観が異なっていた場合には、なぜそのようなずれが生じているのか、本当に現行法の規定は妥当なのかについて、改めて考えてみる良い機会だと考えるべきである。

なお、授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

### 教科書等

特に指定しない。必要に応じて各回のテーマごとに資料を配信したり、インターネット上で資料を検索することを指示したりするかもしれない。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。

## 【初めての刑法入門】（火曜日 5 時限）

鮎田 実

### 講義のねらい

本講座は、刑事法の入門講座として、我が国の刑事司法制度全体を概観します。つまり、犯罪者は、警察で逮捕され、検察で起訴され、裁判で有罪判決を下され、そして、刑務所で刑に服して社会に戻るようになりますが、その過程に関わるのが、犯罪と刑罰を規定する「刑法」、刑事事件の解決を目的とする「刑事訴訟法」、および、受刑者の処遇について検討する「刑事政策」という各法律分野です。本講座では、こうした分野に加えて、犯罪の起こる原因を探求する「犯罪学」や、犯罪被害者の支援を考える「被害者学」も勉強します。したがって、本講座は、刑事法全体を勉強してみようと考えている人全てを対象とします。奮って参加して下さい。また希望者を募って、刑務所や少年院の施設参観も行いたいと思います。

### 講義の内容・授業スケジュール

- 1 刑事法概説 : 刑法（刑事法）とはなにか？
- 2 犯罪学 : 犯罪の発生原因（素質と環境）
- 3 刑事司法過程 : 警察、検察、裁判、刑事施設
- 4 刑法・総論 : 構成要件、違法性、責任、未遂、共犯、など
- 5 刑法・各論 : 個人的法益・社会的法益・国家的法益に対する罪
- 6 刑事訴訟法 : 捜査（逮捕・搜索）、公訴、公判、など
- 7 刑事政策 : 受刑者の施設内処遇・社会内処遇、非行少年の保護手続、被害者支援、など

### 教科書等

井田 良『基礎から学ぶ刑事法 [第6版補訂版]』有斐閣（2022年）

大谷 實『刑事法入門 [第8版]』有斐閣（2017年）

藤本哲也『よくわかる刑事政策』ミネルヴァ書房（2011年）

## 重要論点講座

### 【重要論点 憲法】（金曜日 5 時限）

小川 有希子

#### 講義のねらい

この講座は、初めて憲法を学ぶ人～入門的な知識のある人を対象としています。入門講座で修得した憲法の基本的な考え方や基礎的な知識を応用し、より難易度の高い短答式試験や論述問題に対応することができるようになることを目標とします。

具体的には、実際に資格試験や公務員試験の問題を題材に、そこで問われている論点や判例の知識を確認していきます。

#### 講義の内容・スケジュール

判例を中心に重要論点を確認し、短答式過去問を用いて問題演習を行います。

##### 【前期】

第 1 回 統治機構・総論	第 8 回 人権総論②
第 2 回 天皇・平和主義	第 9 回 幸福追求権①
第 3 回 国会	第 10 回 幸福追求権②
第 4 回 内閣	第 11 回 法の下での平等①
第 5 回 裁判所	第 12 回 法の下での平等②
第 6 回 地方自治・財政	第 13 回 思想・良心の自由①
第 7 回 人権総論①	第 14 回 思想・良心の自由②

##### 【後期】

第 15 回 信教の自由①	第 21 回 学問の自由
第 16 回 信教の自由②	第 22 回 経済的自由権①
第 17 回 政教分離原則①	第 23 回 経済的自由権②
第 18 回 政教分離原則②	第 24 回 社会権①
第 19 回 表現の自由①	第 25 回 社会権②
第 20 回 表現の自由②	

#### 教科書等

- ・六法を用意してください。
- ・基本書、参考書、判例集等は、学部の授業等で使っているもので構いません。

## 【重要論点 民法（物権）】（月曜日 7 時限）

星野 豊

### 講義のねらい

民法のうち、債権（なお、担保物権についても扱うことを予定している）の分野における「重要論点」とされるものを解説する。

債権は全体として取り扱う範囲が広範であり、特に債権総論部分については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

### 講義の内容・スケジュール

前期において債権総論を扱い、後期において債権各論について扱う。

基本的な予定は次のとおりであるが、取り扱う論点について詳細に説明する必要性が生ずることによって、臨時に変更ないし順延することもありうる。

なお、授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

#### 《前期》

- ① 債権の概念 ② 債権の目的・種類、利息制限法制 ③ 履行強制 ④ 債務不履行
- ⑤ 弁済・代物弁済 ⑥ 供託・相殺・更改・免除・混同 ⑦ 債権者代位権
- ⑧ 債権者取消権 ⑨ 分割債務、不可分債務、連帯債務 ⑩ 保証債務
- ⑪ 債権譲渡・債務引受 ⑫⑬ （予備日）

#### 《後期》

- ① 契約の概念 ② 契約の締結・効力・解除 ③ 贈与・売買・交換
- ④ 消費貸借・賃貸借・使用貸借 ⑤ 雇用・請負・委任・寄託
- ⑥ 組合・終身定期金・和解、無名契約 ⑦ 事務管理・不当利得 ⑧ 不法行為の概念
- ⑨ 不法行為の要件効果 ⑩ 監督者・使用者・注文主・工作物・動物占有者
- ⑪ 共同不法行為・その他の法律上の責任 ⑫ （予備日）

### 教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。

## 【重要論点 民法（総則・物権）】（月曜日 6 時限）

星野 豊

### 講義のねらい

民法のうち、総則及び物権（但し、担保物権については、債権と一緒に扱うことを予定している）の両分野における「重要論点」とされるものを解説する。

総則及び物権（特に物権総論）については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

### 講義の内容・スケジュール

前期において総則を扱い、後期において物権について扱う。

基本的な予定は次のとおりであるが、取り扱う論点について詳細に説明する必要性が生ずることによって、臨時に変更ないし順延することもありうる。

なお、授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

#### 《前期》

- ① 私法体系の中の民法、民法と特別法
- ② 民法の一般条項
- ③ 行為能力・制限能力者制度
- ④ 法人と団体
- ⑤ 物と経済的価値
- ⑥ 法律行為の概念、公序良俗違反
- ⑦ 法律行為の瑕疵
- ⑧ 代理
- ⑨ 無効・取消
- ⑩ 期間計算
- ⑪ 時効
- ⑫⑬ （予備日）

#### 《後期》

- ① 物権の概念・慣習上の物権
- ② 物権変動と対抗要件
- ③ 占有権
- ④ 所有権の概念
- ⑤ 相隣関係、付合・混和・加工
- ⑥ 共有・合有・総有
- ⑦ 用益物権
- ⑧ 担保物権の概念
- ⑨ 留置権、先取特権、質権
- ⑩ 抵当権
- ⑪ 非典型担保
- ⑫ （予備日）

### 教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。

## 【重要論点 刑法】(火曜日6時限)

鮎田 実

### 講義のねらい

本講座は、「犯罪と刑罰に関する法律」である「刑法」について、いわゆる総論・各論の基本的事項の講義・解説を行います。具体的には、年間の講義を2期に分け、第1期では、刑法総論の部分である「犯罪論」(＝構成要件、違法性、責任、未遂、共犯)を、第2期では、刑法各論の部分である「各種犯罪」(＝個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪)を、重要な判例を交えつつ講義していくことにします。それによって、刑法体系が身に付くことを目標とします。

### 講義の内容・スケジュール

- 1 刑法学の基礎：刑法の意義・機能、適用範囲、刑罰、など
- 2 近代刑法学史：客観主義刑法学と主観主義刑法学、罪刑法定主義
- 3 刑法・総論：構成要件(実行行為、因果関係、構成要件の故意、など)
- 4 〃：違法性(正当防衛、緊急避難、正当行為、など)
- 5 〃：責任(責任能力、故意・過失、期待可能性、など)
- 6 〃：未遂(狭義の未遂、中止犯、不能犯)
- 7 〃：共犯(共同正犯、教唆犯、従犯、共犯と身分、など)
- 8 〃：罪数(観念的競合、併合罪)
- 9 刑法・各論：個人的法益に対する罪(生命・身体・自由・財産、など)
- 10 〃：社会的法益に対する罪(公共の平穏・信用、など)
- 11 〃：国家的法益に対する罪(国家の存立・作用、外国、など)

### 教科書等

- 大谷 実『刑法講義総論 [新版第5版]』成文堂 (2019年)  
〃 『刑法講義各論 [新版第5版]』成文堂 (2019年)  
西田典之『刑法総論 [第3版]』弘文堂 (2019年)  
〃 『刑法各論 [第7版]』弘文堂 (2018年)  
井田 良『講義刑法学・総論 [第2版]』有斐閣 (2018年)  
〃 『講義刑法学・各論 [第2版]』有斐閣 (2020年)

## 【良くわかる 行政法】(前期・木曜日 7 時限)

鈕持 麻衣

### 講義のねらい

この講座では、行政法の基本となる考え方や概念、重要判例などを学んでいきます。公務員試験や行政書士試験などの各種試験を受けようと考えている学生を対象としています。法学部以外の学生には、行政法の基本的な内容の習得に、すでに行政法を学んだことのある学生にも、後期に開講される試験対策講座に向けた総復習になるよう、全 14 回の授業で行政法総論と行政救済法の両方を扱います。

### 講義の内容・授業スケジュール

レジュメを配布し、講義形式で授業を進めます。ただ知識を詰め込むのではなく、具体的な事例や法律、ニュースなどを活用し、私たちの生活に身近な法分野として捉えてもらいながら、学んでいきたいと思えます。六法を毎回持参する必要はありませんが、授業内容によっては必要な法律の条文を指示することがあるので、六法を持参するか、インターネット (e-Gov 法令検索など) から印刷してきてください。

- 1 行政法とは：行政法の基本構造、法律による行政の原理など
- 2       "       ：行政組織法
- 3 行政法総論：行政行為①
- 4       "       ：行政行為②、行政指導
- 5       "       ：行政裁量、行政基準
- 6       "       ：行政契約、行政計画、行政調査
- 7       "       ：行政手続法
- 8       "       ：行政上の義務履行確保、行政罰
- 9       "       ：情報公開法、個人情報保護法
- 10 行政救済法：行政上の救済手続①
- 11       "       ：行政上の救済手続②、行政事件訴訟法概観
- 12       "       ：取消訴訟、取消訴訟以外の抗告訴訟
- 13       "       ：当事者訴訟、国家賠償法①
- 14       "       ：国家賠償法②、損失補償

### 教科書等

- ・基本書、参考書、判例集等は、学部の授業等で使っているもので構いません。  
(授業では、櫻井敬子+橋本博之『行政法 [第 6 版]』(弘文堂、2019 年) をベースに、レジュメの作成・説明を行います。)
- ・回によっては、六法 (または e-Gov 法令検索等から全文印刷したもの) を持参するよう指示することがあります。

## 【良くわかる 刑事訴訟法】(火曜日 6 時限)

藍澤 幸弘

### 講義のねらい

本講座は、捜査・公判に関する基本的な論点の検討を通じて、刑事訴訟法特有の視点、検討要素を学習し、法科大学院入学試験、司法試験の論述式試験に対応する事案処理能力、答案構成能力を養成します。

### 講義の内容・授業スケジュール

刑事訴訟法は、民法や刑法などとは異なり、3年生以降に触れる学生も多く、学習にかかる時間も限られます。しかし、入試での試験科目としている法科大学院もあり、法科大学院に進学する前に基本事項を理解しておく必要があります。

刑事訴訟法は、捜査・公判の分野に分かれています。実体的真実の発見と人権保障のバランスを図る、という視点から、基本的な論点を理解することが重要です。

法科大学院の入学試験や、司法試験の論述式答案でも、このような対立利益、視点、利益を意識して答案を構成する必要があり、そのような答案作成に向けて、各制度や実際の裁判例において、実体的真実の発見と人権保障がどのように考慮されているのか、という視点を意識する必要があります。

そこで本講座では、上記各視点とその調和という観点から、捜査・公判の両分野の基本的論点を検討し、関連する裁判例の要点を分析して、大学、法科大学院での学習や定期試験、予備試験、司法試験で必要となる刑事訴訟法の基礎知識と応用力を習得し、各論点において裁判例等の実務がどのように関連しているかを理解することを目的とします。

テキストは、下記を使用することを予定しています。テキストの構成にしたがって、各回1ユニットというペースで基本的論点の学習を進めます。

### 教科書等

ポイントレクチャー刑事訴訟法（有斐閣）

## 【良くわかる 民事訴訟法】(金曜日 6 時限)

大塚 翔吾

### 講義のねらい

各種資格試験に合格するためには、「基本」をしっかりと押さえることが重要です。本講座では、その「基本」を理解することをねらいとします。

また、本講座を通じて、論理力、法的思考力を磨いてもらうこともねらいとします。

### 講義の内容・授業スケジュール

基本的に講義形式で行うことを考えております。前期から後期の序盤までは、藤田広美著『講義 民事訴訟 (第3版)』に沿って講義を行い、後期中盤から終盤頃には、法科大学院試験や司法試験の過去問などの事例問題に取り組む演習を行いたいと考えております。

講義をただ聞いているだけでは、退屈ですし、何よりも身につけませんので、講義中に皆様に考えてもらうような講義内容にする予定です。私の質問に対し、答えてもらうというソクラテスマETHOD方式を考えています。

また、実務家による講義ですから、実際の事例や書式例を多く示したいと思っております。

そして、事例問題に取り組む際には、司法試験等一見難解に見える問題も、条文等の基本的な事柄から考えていけば一つの正解にたどり着けるということを意識して授業を進めていきたいと思っています。

なお、毎回、レジュメを配布しますので、下記教科書がお手元になくとも受講可能です。もっとも、講義は概ね藤田広美著「講義 民事訴訟 (第3版)」に沿って行いますので、同書を読みながら受講すると講義が分かりやすくなると思います。予習をして授業に望んでもらうのが理想ですが、授業内容は1年生や他学部の方など初めて法律を学ぶ方でもわかるような内容になっているので、まずはあまり構えず気軽に受講して下さい。楽しみながら一緒に勉強しましょう。

### 教科書等

藤田広美著『講義 民事訴訟 (第3版)』東京大学出版会

藤田広美著『解析 民事訴訟 (第2版)』東京大学出版会

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷 『民事訴訟法 (LEGAL QUEST) (第3版)』有斐閣

## 【良くわかる 商法・会社法】(月曜日 7 時限)

藤野 高弘

### 講義のねらい

本講義は、会社法を中心に、条文、通説、判例の理解に重点を置き、商法の基礎力の養成を目標とします。

また、論文式の問題を題材に検討することで、論文式問題の答案の書き方についても身に付けていただきたいと考えております。

### 講義の内容・授業スケジュール

商法の中心となるのは会社法です。

会社法において重要なのは、正確な条文の理解、知識であり、民法などと比較すると論点についての学説等の知識はそれほど多くは要求されず、論点に関しては、重要な判例をおさえておけば、十分に対応できます。

法科大学院入試、司法試験などにおいても条文や基本的な論点の正確な理解がポイントになると思われます。

しかし、会社法の条文は、準用条文や読替規定が多いなどの構造上の問題と、実際の企業の活動において、その条文がどのように機能しているのかがイメージしにくいいため、非常に読みづらいです。

そこで、本講義では、司法試験予備試験、旧司法試験などの論文式や択一式の問題、判例などを題材に、問題の出発点となる条文の内容及び趣旨、問題において問われている論点などを検討することで、会社法の構造、条文、基本的な論点を理解していただくことを目的として講義を進めてまいります。

また、事例問題を検討することで、可能な限り、会社法についての具体的なイメージを持っていただくことを考えております。

商法では、会社法に多くの時間を割かざるを得ないため、手形法については、中心的な条文、論点に関して、旧司法試験の問題などを題材としてご説明します。

また、商法総則・商行為については会社法の問題の中に織り込まれている範囲でご説明します。

### 教科書等

講義時点での条文が記載された六法を用意してください。

レジュメを配布し、それに沿って講義を進めるので、教科書等は指定しませんが、講義の中で参考となる基本書はお知らせします。

## ロースクール入試対策講座

### 【ロースクール入試対策 憲法】（前期・木曜日 7 時限）

中野 辰久

#### 講義のねらい

本講座は法科大学院既修者試験を念頭に置いて、それに合格するために必要と思われる憲法の基礎力を固め、答案作成に求められる論理の進め方その他のスキルを培っていくこと、受講者の皆さんが法科大学院進学後の勉強、予備試験あるいは司法試験の各受験のための法、特に憲法の基本的骨格や論理性を身に付けて頂くことを目標にします。そして、日本は憲法を頂点とした統一的な法体系を形成していることを踏まえ、他の法律分野の基本的骨格や論理性との共通性を感得してもらいたいと考えています。

#### 講義の内容・スケジュール

各法科大学院で出題された過去の既修者試験問題を精査しますと、旧司法試験の論文式試験問題で出題されている分野・論点及び最高裁判所の重要判例をおさえておくことどの法科大学院にも対応できることが明確となります（講義の最初に一覧表をお示しします。）。そこで主に旧司法試験の論文式試験問題を題材としコマ数が限られていますので重要な分野に絞って、答案の設計図を提示すること、すなわち、解答すべき答案の論述の順（それが法の論理に直結することになります。）を明示し、それに従って答案を作成するために必要不可欠な事項について説明を行っていきたいと思います。受講生の皆さんが教科書等で勉強した内容を、記述という形式でどのようにアウトプットすることが重要かを感得してもらいたいと思います（読むこと、書くこと、話すことの相互作用の重要性を理解してもらえたらと思います。）。

前述のとおりコマ数が限られていますので、取り上げる論点としては人権の分野が大多数となり、その中でも表現の自由関係が多くを占め、その他、集会の自由、プライバシー権、信教の自由、職業選択の自由、財産権、生存権、法の下での平等に関する問題を取り上げることとなります。それ以外は受講生の皆さんの自学に委ねざるをえませんが、そのための基本的枠組みを身に付けてもらう所存です。

#### 教科書等

『憲法（第7版）』（芦部信喜著・高橋和之補訂、岩波書店）

『別冊ジュリスト憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』（有斐閣）

## 【ロースクール入試対策 刑法】(前期・火曜日7時限)

藍澤 幸弘

### 講義のねらい

論述式問題(論述式問題集、または法科大学院の過去問)を素材に答案構成例を検討し、法科大学院入試、司法試験に向けた刑法の論述式答案における形式や書き方の要点を把握する。

### 講義の内容・スケジュール

本講座では、論述式試験の問題を題材として、刑法の体系に即した事案分析の方法、及び論文の書き方を学習します。

司法試験や法科大学院入試では、長文の事例を題材として、比較的基本的な各論点を刑法総論の体系に従って整理することが求められる、という出題の傾向があります。これらの試験において答案を書く際は、法律上の争点についての解釈の前提として、そもそもなぜ議論が生じるのかという問題の所在を、その法律の体系、刑法であれば構成要件、違法性、有責性の各要素について、その順にしたがって検討していく、という一定の形式に則って答案を構成することが求められます。このような構成に従った答案作成は、単にテキストを読み込むだけで習得できるわけではなく、日常の学習の際に答案構成を意識して基本書の内容を読み込むとともに、実際に自身で答案構成を検討して、参考答案例等との違い(自身が書き落とした論点や、書き方の違い)をなるべく多くチェックする、という学習が有効です。

本講座では、論述式問題集や、受講生の希望に応じて各法科大学院の入学試験で使用された過去問を用いて、①刑法総論は体系を理解したうえで設問における問題点を抽出し、どのような順番でどの程度の内容を記載していくか、要点を学習する、②刑法各論は、各構成要件要素の抽出、指摘し、その解釈を通じて答案を構成する、という、論文式答案の作成のポイントを学習し、刑法の基本的な答案構成を身につけることを目的として講義を進めます。

テキストは、各人の基本書、論述式問題集のほか、主要な法科大学院が公開している入試問題を使用する予定です。

### 教科書等

司法試験・予備試験論文合格答案集 スタンダード100(早稲田経営出版)

主要法科大学院入試試験 刑法過去問(ホームページ等で公開しているもの)

## 【ロースクール入試対策民法（入試直前対策）】（前期・水曜日 7 時限）

麻生 光

### 講義のねらい

択一形式の過去問題を処理することを中心として、債権法中心とした民法全体の基本的知識の習得を目指します。これは、簡単な知識ではなく、誰でもが理解しておかなければならない基本事項を利用して、択一形式の問題を解く、それによってさらに基本的知識の習得を目指すものです。1年生でも受講は構いません。むしろ、若い学年の内から、このような学習方法に慣れておくことが重要と思います。

### 講義の内容・授業スケジュール

択一形式の過去問題、時宜によっては論文形式の過去問題を、その場で考え、一定の結論を出して頂き、自分なりの理由を示して頂くようにします。一肢ずつ基本事項を確認して行きたいと思います。

択一形式の問題は、司法試験及び司法試験予備試験の問題を題材とする予定です。

### 教科書等

第1回講義日に受講者と相談の上、使用する問題集を決定します。

## 【ロースクール入試対策講座 民法（入試基礎）】（後期・月曜日 6 時限）

上野 秀雄

本講座では、主要ロースクールの入試問題（既習者用過去 5 年分）を対象に、事例の事実関係及び法律関係を分析し、出題意図（採点ポイント）を探ったうえで、何を、どのように書けばよいかを解説して行きます。講義では 1 回 1～2 問の解説を予定しておりますが、問題の選択は受講者の志望を優先します。

講義では、講師が 50 分程で作成した答案を参考に、各自が現時点で持っている法律知識をフルに活用して答案を作成（アウトプット）する方法を指導します。それによって、普段から論文答案の作成をイメージした学習を心掛けるようになり、効率的な受験準備が可能になります。また、講義後に、受講生が持参した答案があれば添削をし、個別に指導を行いますので、思うように答案が書けないという方は是非利用して下さい。

受講の準備やテキストは不要ですが、ロースクール入試問題はネット上で公開されておりますので、事前に参照しておいてください。また、六法の携帯をお勧めします。

【公務員試験対策 憲法】（後期・木曜日 7 時限）

中野 辰久

講義のねらい

本講座は公務員試験、行政書士、司法書士又は司法試験あるいは法学検定の受験を検討されている受講生を対象として、各種の試験での憲法の過去の短答式問題を取り上げ、これらの試験に必要なかつ十分な憲法の基本知識と判例の知識を整理することを目標とします。各試験に応じて難易度のある程度の違いは存するものの、短答式試験においては最高裁判所の判例の内容を正確に確認し、おさえておくことが何よりも重要ですので、それを重視したいと思います。

講義の内容・スケジュール

講義の進め方としてはいわゆる受験予備校等が書籍（過去3年間はLEC東京リーガルマインド編著の公務員試験「本気で合格！過去問解きまくり！⑨憲法」を使用しました。）として毎年発売している過去問題集、その他各種試験の過去の問題を利用して、それらを講義の中で実際に時間制限の中で解いてもらい、それらの問題の解説をしながら、憲法の基本的知識とそれに関わる判例の整理をしていきたいと思っています。受講生の方々の勉強の進捗を踏まえて、問題を解いてもらうことに重点を置くか、問題をベースにしながら解説の方に比重を置くかを判断していきたいと思っています。

参考にする教科書としては芦部信喜先生の著作で高橋和之先生が補訂されている憲法（第7版）（岩波書店）が読みやすさ、分量、網羅性の点でも適切であろうと個人的には思いますが、各種試験において過去問攻略テキストといった書籍が出版されていますのでそれを利用されることでも差し支えないと思います。また初学者には「はじめての憲法学第4版（三省堂）」が読みやすく、全体を理解しやすいと思います。

前述のとおり短答式試験においては最高裁判所の判例の内容・判旨を知っているかどうかがとても重要ですので、下記の判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）はあった方が良いでしょうと思います。

教科書等

『憲法（第7版）』（芦部信喜著・高橋和之補訂、岩波書店）

『別冊ジュリスト憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』（有斐閣）

## 【公務員試験対策行政法】（後期・水曜日 7 時限）

麻生 光

### 講義のねらい

地方公務員上級職・大卒程度以上の公務員試験の対策として、主に択一形式の問題を中心にその場で解いて頂くなどして、行政法の基本的知識の習得を目指します。これは、簡単な知識ではなく、誰でもが理解しておかなければならない基本事項を利用して、択一形式の問題を解く、それによってさらに基本的知識の習得を目指すものです。1年生でも受講は構いません。むしろ、若い学年の内から、このような学習方法に慣れておくことが重要と思います。適宜、憲法の基本事項にも触れる予定であり、これが不十分なまま行政法に入ることがないようにしたいと思います。

### 講義の内容・授業スケジュール

その場で、択一形式の過去問題を、考えて頂きます。一肢ずつ、基本事項を確認して行きたいと思います。

### 教科書等

第1回講義日に受講者と相談の上、使用する問題集を決定します。

## 【公務員試験対策講座 民法】（後期・水曜日 6 時限）

上野 秀雄

本講座では、毎回、公務員試験（国家総合他及び地方上級他）過去問集から項目順に択一問題を出題し、受講生に 20 分程で解いて貰ったうえで解説を行い、その分野で必要となる基礎知識を確認して行きます。

公務員試験では大体同じような事柄が様々な形で繰り返し問われており、過去問を知ることによって学習効率を高めることができます。

また、過去問は、自習よりも、講義のなかで緊張感を持って解いてみる方が効果的であり、その場で自分の勘違いや記憶違いの箇所を把握し、講師との質疑を通して原因を分析することが大事です。

本講座ではテキストや準備などは不要ですが、問題などは『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ 民法 I、II（最新版）』（実務教育出版）を使用しますので自習用としても準備されることをお勧めします。

## 司法書士試験基礎力養成講座

### 【司法書士試験基礎力養成講座 不動産登記法】（後期・水曜日 6 時限）

山田 猛司

#### 講義のねらい

民法 177 条による対抗要件については民法において勉強しますが、実際にその登記手続きがどのようになっているかということはありません。

そこで、不動産登記制度を不動産登記法の他、政令および通達を体系的に理解することを目的とし、実際の司法書士試験における多肢択一式及び書式に関する不動産登記法の問題の解説も交えながら講義をしたいと思います。

#### 講義の内容・授業スケジュール

司法書士試験の合格を目指し、その最重要科目である不動産登記法についてレジュメを基に講義を行います。基本原則を説明した後、事例研究を行い、応用の利く知識とした後、実際の司法書士試験の過去問の傾向を解説しながら講義を行います。予備校のような暗記型ではなく、理解と応用力を養成したいと思いますので、効率的な講義を実施するため、事前に民法その他の実体法を復習し、レジュメを予習のうえ講義に臨むようにしてください。不動産登記法の実体法は多岐に渡るため民法以外の借地借家法・区分所有法・利息制限法・仮登記担保法・工場抵当法・信託法等は適宜講義にて解説します。初心者歓迎（誰でも最初は初心者です、勇気をもって最初の一步！）

#### 教科書等

必要なもの 登記六法

レジュメ等は適宜配布予定です。

参考図書（以下の書籍は参考ですので、買わなくても結構です）

『未処理・困難登記をめぐる実務』山田猛司著（新日本法規出版）

『抵当権・根抵当権に関する登記と実務』山田猛司著（日本加除出版）

## 【司法書士試験基礎力養成講座 商業登記法】（後期・木曜日 6 時限）

山田 猛司

### 講義のねらい

商業登記は、会社法等で規定する「登記すべき事項」を実体法上の適正手続きを経た上で公示する制度です。

したがって、商業登記を理解するためには、会社法等の知識の習得が大前提となります。そこで、商業登記法を勉強するに当たり、常に会社法等の実体法にフィードバックしその連携を図ることにより商業登記法の理解と試験の突破に繋がると思っております。

### 講義の内容・スケジュール

司法書士試験の合格を獲得することを目的に、商業登記法と共に会社法等の理解が進められるような講義にします。講義では、実際の司法書士試験の択一及び書式問題にも配慮して、商業登記法・会社法等の基本と共に重要ポイントを抑えていきます。本試験は実務家登用試験であり、実務に則した応用力等も試されるので、実務の話も交えながら出来るだけ効率的に知識や応用力を取得して頂きたいと思っております。

### 教科書等

必要なもの 登記六法

レジュメ等は適宜配布予定です。

参考図書（以下の書籍は参考ですので、買わなくても結構です）

『商業登記ハンドブック第4版』松井信憲著（商事法務）

その他は講義の際にご説明します。